

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。

河川愛護 モニター募集



地域の皆さんとの交流を深めながら、河川愛護の普及啓発を行い、愛される川づくりについて一緒に考えていただくため、河川愛護モニターを募集しています。

●モニター期間

7月1日(土)～
令和6年6月30日(日)

●活動内容

日常生活の範囲内において知り得た河川に関する状況や情報について、木曾川下流河川事務所(担当出張所)へ報告する。

●活動範囲

木曾川下流河川事務所管内の木曾川、長良川、揖斐川で活動ができる範囲(目安として5km)

●募集人数

2人(応募者多数の場合選考)

●手当

未定(令和4年度実績:
月額4,580円)

●応募資格

活動範囲の近隣にお住まいで、川に接する機会が多く河川愛護に関心のある20歳以上の方

●応募方法

ホームページに掲載している募集要項などをお読みの上、応募用紙を郵送、FAXまたはメールでお送りください。

●応募締切

5月25日(木)必着

問 国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課 三重県桑名市大字福島 465

☎(0594)24-5718

FAX(0594)24-5725

河川愛護 ポスター募集



河川愛護の活動として、川を大切にすることを高めていただくことを目的に、木曾三川沿いにお住まいの小学生の皆さんから河川愛護ポスター(川に関する絵)を募集しています。

●募集内容

河川愛護に関するポスター「川をきれいに」「川を大切に」などの標語を入れて、八つ切り画用紙(横指定)に描いてください。

●応募資格

小学生に限りです。
詳細はホームページをご覧ください。

●申込期限

6月9日(金)

●その他

応募いただいた作品は全て河川に看板として設置します。また、河川愛護ポスター展(7月実施)として展示させていただきます。

問 国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課 三重県桑名市大字福島 465

☎(0594)24-5718

FAX(0594)24-5725

ホストファミリー募集

愛知黎明高校ではアメリカ(カリフォルニア州)にあるマリーナ高校からの留学生と引率教員の受け入れに伴い、ホストファミリーを募集しています。

ホストファミリーになる条件は、無償でお預かりいただけることと、平日、高校に送迎していただけることです。留学生との交流を希望される方のご応募をお待ちしています。

●受け入れ期間

7月3日(月)～10日(月)
7泊8日

問 愛知黎明高校 ☎68-2233

☒info@reimei.ed.jp

第一回母子家庭等就業支援 講習会の受講者を募集

ひとり親家庭の母などの自立を促進することを目的に、就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための就業支援講習会の受講者を募集します。(日程などは講習科目により異なります。)

●講習科目・定員

・パソコン講習(初級)・20人
[土曜日開催コース]

・介護職員初任者研修1コース・20人
[金曜日開催コース]

・調剤薬局事務講習コース・20人
[月曜日開催コース]

●と き

6月30日(金)～

11月8日(水)ほか

●と ころ

ヒューマンアカデミー(名古屋駅前)ほか

●募集期間

5月8日(月)～29日(月)

●受講料

無料(教材費・交通費は自己負担)

●申し込み方法

市役所児童課にある「受講申込書」に必要事項を記入の上、窓口に提出してください。

●受講通知

6月20日ごろに申込者全員に受講の可否を通知します。

問 愛知県母子寡婦福祉連合会

☎(052)915-8862



第26回愛知県介護支援 専門員実務研修受講試験

●受験資格

次の①および②に該当する方
①保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務または特定の相談援助業務に通算5年以上の実務経験がある方

②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方または現在①の業務に従事しておらず、かつ、住所が愛知県にある方

●願書の配布期間

5月25日(木)
～6月30日(金)

●配布場所

- ・市役所
- ・県福祉局高齢福祉課
- ・県福祉相談センター地域福祉課
- ・県民事務所広報コーナー
- ・県社会福祉協議会

●受付期間

6月1日(木)～30日(金)

●試験日

10月8日(日)

問 県社会福祉協議会福祉人材センター 介護支援専門員実務研修受講試験係

・6月1日(木)～10月6日(金)

☎(052)212-5530

・上記期間以外

☎(052)212-5516

♡ 寄 付 ♡

社会福祉協議会に

●海野 寿美 様

……………金1,000円

以上のとおり
ご寄付いただき
ありがとうございました。



下水道供用開始区域が広がりました

令和4年度に下水道を整備した下記の区域が、3月31日(金)から新たな供用開始区域となり、下水道が使用できるようになりました。該当する区域にお住まいの方や、既に供用開始している区域にお住まいで、まだ接続工事をされていない方は、速やかに下水道への接続工事を行っていただくようお願いします。

下水道は、全ての方にご利用いただかなければ、本来の目的である生活環境や公衆衛生の向上と水質の保全を達成することはできません。環境改善に向け1日も早い皆様のご協力をお願いします。



町名(大字名)	丁目(字名)
五明	一丁目、二丁目の一部
佐古木	七丁目の一部

凡 例	
新たな供用開始区域	
既供用区域	

公共下水道への接続工事は、適切な構造の宅内排水設備を設置するために、弥富市指定の下水道排水設備指定工事店の中から業者を選んで施工してください。また、宅内排水設備工事は個人負担となります。各家庭の現場条件によって工事に係る費用が異なりますので、指定工事店と工事内容を十分にご相談の上、見積書の内容を確認して工事を進めていただくようお願いします。

現在の供用開始区域の詳細および指定工事店一覧は、下水道課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

ID1000467

問 市役所下水道課(内線282・283)